米子市掲示第４５号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成１９年８月１７日

米子市長　野　坂　康　夫

１　事業の概要

（１）事業名

米子市保育所給食調理等業務委託事業

（２）対象施設

本事業の対象施設は、次の３つのグループに分け、個別に保育所給食調理等業務を委託するのとする。

1	米子市東保育園、米子市西保育園、米子市南保育園、米子市すみれ保育園及び米子市さくら保育園
2	米子市彦名保育園、米子市崎津保育園、米子市小鳩保育園、米子市富益保育園及び米子市夜見保育園
3	米子市春日保育園、米子市こたか保育園、米子市あがた保育園、米子市淀江保育園及び米子市宇田川保育園

（３）委託業務内容

ア　食材納入業務

イ　調理業務

ウ　盛り付け・後片付け業務

エ　施設管理業務

オ　アからエまでに附帯する業務

（４）委託期間

平成２０年４月１日から平成２５年３月３１日まで　５年間

（５）委託業者

第２号の対象施設グループごとに、公募型プロポーザル方式により、原則として個別の事業者を選定する。

なお、一事業者が、複数の対象施設グループについて、受託希望順を付けて応募することを妨げない。

２　応募資格

（１）応募事業者の資格要件

応募事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア　法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ　運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）　これまでに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は給食調理業務の受託実績を３年以上有していること。

（イ）　これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を３年以上有していること。

（ウ）　厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、１回３００食以上又は１日７５０食以上を提供する調理業務の実績を５年以上有していること。

（２）応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　米子市の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

エ　国税及び地方税を滞納している者

オ　過去３年以内に、保育所給食業務又は学校給食業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の営業停止処分を受けた者

カ　食品衛生法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者

（３）応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

３　参加の申込み

このプロポーザルに参加しようとする者は、次により申込みをすること。

（１）受付期間

平成１９年９月１３日（木）から同月１９日（水）午後４時まで

（２）提出書類

参加表明書（兼応募資格審査申請書）

※様式については、別途配布の募集要項等に記載

（３）提出先

米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部児童家庭課

電　話　　０８５９－２３－５１７７

ＦＡＸ　　０８５９－２３－５１３７

Ｅ－ｍａｉｌ　jidokatei@yonago-city.jp

（４）提出方法

直接持参すること。

４　提案の受付

前項の規定による申込みをした者のうち応募資格を有すると認められた者は、次により提案をすることができる。

（１）提出書類

ア　提案書

イ　見積書

※提出書類の様式については、別途配布の募集要項等に記載

（２）提出先及び提出方法

前記第３号の提出先に直接持参すること。

（３）受付期間

平成１９年９月２７日（木）から１０月３日（水）午後４時まで

５　選定

（１）選定の方法

「米子市保育所給食調理業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による第１次審査（書類審査）及び第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行う。

（２）最優秀提案者の選定

選定委員会において、評価基準の得点結果により、応募事業者全員に対して順位付けを行う。

（３）選定結果の通知

応募事業者全員に対して文書で通知する。

６　契約の締結

（１）前項の規定により最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、本事業に係る予算が成立しない場合には、契約は締結しないものとする。

（２）複数のグループにおける優先交渉権者が同一事業者になった場合は、当該事業者が参加表明書兼参加資格審査申請書において最も高い希望を付したグループについて当該事業者を優先交渉権者とし、当該複数のグループから当該事業者が優先交渉権者となったグループを除いたグループについては、当該優先交渉権者となった事業者を除いた事業者のうちから得点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、以降同様の方法により、すべてのグループの優先交渉権者を決定する。ただし、応募事業者の数がグループの数に満たない場合又は選定委員会において同一事業者が複数のグループを受託することが適当であると判断した場合は、この限りではない。

７　その他

（１）本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

（２）提出された書類等は、法令に定める場合を除き、本プロポーザルの目的以外では提出者に無断で使用しない。

（３）提出された書類等は、返却しない。

（４）本プロポーザルについて、この掲示に記載のないものは、別途配布する募集要項等によるものとする。